

ID: 268

担当部署: 上下水道局

処分の概要	分担金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例 第3条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第155号		
【根拠条文】 (分担金の徴収) 第3条 市は、事業に要する費用の一部に充てるため、受益者から分担金を徴収する。 2 前項の規定による分担金の額は、別表により算定した額とする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日